

○頂いたご意見の概要と国土交通省の考え方

(1) 操縦技能審査員の認定基準

主なご意見の概要	国土交通省の考え方
審査時の安全確保のため、特定操縦技能を行うのに必要な知識や能力が維持されていることを認定の要件とする必要があるのではないか。	認定にあたっては十分な能力等を有することを要件とするとともに、認定後も定期的な講習を義務付けることで、審査時の安全を確保することといたします。
特定操縦技能の審査を行うのに十分な知識及び能力を有することの要件として、技能審査員等として指名等を受けていることに加えて、過去に指名等を受けていたことについても要件として認めてほしい。	過去において指名等を受けていた者についてもその能力・経験を考慮し、認定の要件として審査を行うことといたします。
操縦技能審査員の認定基準について、同じ種類の航空機以外の操縦教育証明についても認めてほしい。	操縦特性の違い等から、審査を行う能力は、飛行機、回転翼航空機等の航空機の種類ごとに異なると考えられるため、審査を行う航空機と同一種類の操縦教育証明を有していることを認定の要件の一つとしております。
操縦技能審査員の認定については、エアマンシップの精神を持たない不良審査員を出さないようにする必要がある。	操縦技能審査員の要件を適正に定めて認定するとともに、操縦士が審査を受けやすい環境の整備に努めております。
十分な審査員を確保し、審査を受けやすい環境を整えるべき。そのためにも高い技量を有する事業用操縦士を活用し、クラブなりが推薦する事業用パイロットに自家用の技能審査を行わせる制度を作るべき。	

(2) 特定操縦技能の審査の実施細則

主なご意見の概要	国土交通省の考え方
特定操縦技能審査に代わる方法として国際民間航空条約の締結国である外国政府が認めた特定操縦技能審査と同趣旨の審査を認めてほしい。	技能証明書に基づく技量の維持は発給国が責任を持たなければならないため、我が国の技能証明を有する者の技量維持については我が国の認定を受けた審査員によって確認することとしております。
過去2年以内に審査に合格していない者が特定操縦技能審査を受ける場合の飛行については、機長として操縦ができる事としてほしい。	審査に合格していない者が特定操縦技能の審査を受ける場合についても、その技量が維持されていることが確認されていないことから、機長としては操縦できません。
人の命を預かる業である事業用と異なり、プレジャーとして飛んでいる人達にも重い負担を求めた場合、金銭的、時間的に余裕のない人の飛行の機会を損ないかねないため、自家用の審査はもっと簡素化すべき。	これまで事業に従事する者に対し定期的な技量の確認を求めてきたところですが、自家用操縦士も含めた操縦者に起因する航空事故等を防止するため、操縦士の業務範囲や航空機の種類に関わらず、技量維持のための審査を行う必要があると考えます。
航空スポーツである滑空機には、特定操縦技能の審査制度を導入するのはなじまず、努力義務とすべき。	
不合格者がやる気を失わないようにするためにも、不合格者についての国への結果報告は不要ではないか。	特定操縦技能を有していない不合格者が操縦を行うことを防ぎ、本制度の実効性を確保するため、必要があると考えております。なお、不合格となった場合でも、引き続き再審査又はそれに向けた練習を予定している場合は、提出は不要です。
審査に不合格になった場合に技能証明書を国土交通大臣に提出させるのは厳しすぎるのではないか。	

(3) 操縦者の技能審査結果の確認について

主なご意見の概要	国土交通省の考え方
航空機の所有者又は機体の管理者に対し、「技能証明書の有効性を確認しなければならないこととする。」というくだりがあるが、これは違法であり、削除すべき。 国民に対して、通達は「行政指導や協力要請」までが限度であるので、通達の語尾を再検討すべき。	安全確保の観点から、特定操縦技能を有していない不合格者が操縦を行うことを防ぐため、航空機の所有者や機体の管理者に対しても本規定の徹底を指導して参ります。

(4) その他

主なご意見の概要	国土交通省の考え方
通達の原文を別に取得しなければならないのは、不便であり、知る機会が減少し、パブコメが形式的なものになるため、原文をホームページ上で公表すべき。	ご意見を踏まえて今後の検討とさせていただきます。